

次世代育成支援対策推進法に基づく

社会福祉法人山梨檜の会 一般事業主行動計画

社会福祉法人山梨檜の会は、職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次の行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日までの5年間とする。

2. 目標と取組内容及び実施期間

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・計画期間中に1人以上取得すること

女性職員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

令和2年6月～ 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

令和2年6月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、職員を対象として、制度の周知を図る。

令和2年6月～ 出産予定者・育児休業の取得予定者を対象に個別面談を実施する。